

2 <重点点検項目> 平成28年度 主な関係事業の点検・評価

| 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 | 課題 | 今後の取組方向 | H28年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|---|--|---|---|--|----------------------|-----|---------|
| I 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者やその家族の支援 | | | | | | | |
| 1 困難な状況ごとの支援 | | | | | | | |
| (1) 不登校の子供等への支援 | | | | | | | |
| ア 不登校児童生徒の支援 | | | | | | | |
| 生徒指導総合対策事業 | ○スクールカウンセラー配置事業 小・中学校の不登校を中心とする教育相談体制の整備、高等学校の生徒の中途退学や問題行動の未然防止及び早期発見、早期対応を図るため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置。 ○教育相談推進事業 児童生徒の不登校やいじめ等に関連する悩みや不安の相談に応ずる相談・支援窓口の設置。 | 【平成28年度実績】 ○スクールカウンセラーの配置 ・小学校:65校 ・中学校:168校 ・高等学校:35校 ○相談窓口等の設置 ・心のふれあい相談室相談件数:679件 ・こころの相談室相談件数:765件 ・いじめダイヤル24相談件数:87件 | 【生徒指導上の諸問題対策】 ・児童生徒の問題行動は、極めて多岐にわたり、複雑化・多様化している。 ・特定の地域や学校において、問題行動の発生件数の高止まり又は増加傾向が見られる。 | 引き続き、生徒指導上の諸問題の解決のため、学校教育の基盤となる生徒指導体制の充実を図り、問題行動を早期に発見・対応するとともに、各学校及び各市町教育委員会の指導力を強化する総合的な取組を推進する。 | 8,247 | 教委 | 豊かな心育成課 |
| 「子ども何でもダイヤル」電話相談事業 | 西部子ども家庭センターに専門の電話相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に対して、問題解決に向けたアドバイスを行う。毎日(12/29～1/3を除く)午前9時～午後3時 | 平成24年度 822件 平成25年度 778件 平成26年度 801件 平成27年度 756件 平成28年度 659件 | 電話相談件数が減少傾向にある。 | 子育て支援関係の各種広報事業において、「子ども何でもダイヤル」について引き続き周知徹底する。 | 4,326 | 健康 | 子ども家庭課 |
| イ 高校中退への対応 | | | | | | | |
| 生徒指導総合対策事業(再掲) | ○スクールカウンセラー配置事業 小・中学校の不登校を中心とする教育相談体制の整備、高等学校の生徒の中途退学や問題行動の未然防止及び早期発見、早期対応を図るため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置。 ○教育相談推進事業 児童生徒の不登校やいじめ等に関連する悩みや不安の相談に応ずる相談・支援窓口の設置。 | 【平成28年度実績】 ○スクールカウンセラーの配置 ・小学校:65校 ・中学校:168校 ・高等学校:35校 ○相談窓口等の設置 ・心のふれあい相談室相談件数:679件 ・こころの相談室相談件数:765件 ・いじめダイヤル24相談件数:87件 | 【生徒指導上の諸問題対策】 ・児童生徒の問題行動は、極めて多岐にわたり、複雑化・多様化している。 ・特定の地域や学校において、問題行動の発生件数の高止まり又は増加傾向が見られる。 | 引き続き、生徒指導上の諸問題の解決のため、学校教育の基盤となる生徒指導体制の充実を図り、問題行動を早期に発見・対応するとともに、各学校及び各市町教育委員会の指導力を強化する総合的な取組を推進する。 | 8,247 | 教委 | 豊かな心育成課 |
| 若者自立支援プロジェクト事業 | 高校中途退職者を含む若者無業者、いわゆる「ニート」の就業促進を図るため、「広島地域若者サポートステーション(若者交流館)」において、職業的自立に向けた本人や家族との相談、支援プログラム等を実施 | 【実施状況】 ○臨床心理士による定期的な相談を委託実施 ○就労意識の高揚を図るための企業人講和、職場体験等の就業促進メニューを委託実施 ○関係機関とのネットワーク会議の開催 ○各種相談・グループワーク等の実施スペースを設置 【成果】 ○来所者(県内4か所での出張相談等含む)延べ人数:5,817名 ○進路決定者:142名 | ○ニート状態にある若者が依然として多数存在 | 引き続き、きめ細かな支援を実施する。 ○相談者の個々の状況に応じた臨床心理士による相談を行い、働く自信と意欲の回復に取り組む。 ○コミュニケーション能力、ビジネスマナー等の基本的能力の養成や、就労意識の高揚を図り、就業に向けた支援を行う。 ○ニート支援の拠点として関係機関との連携を一層密接にする。 | 4,516 | 商工 | 雇用労働政策課 |
| (2) ひきこもりの子供・若者、若年無業者(ニート)への支援 | | | | | | | |
| ア ひきこもりの子供・若者の支援 | | | | | | | |
| ひきこもり対策事業 | ○広島ひきこもり相談支援センターの運営 ひきこもりに特化した相談窓口を開設し、関係機関との調整を図りながら、電話相談・面接相談等により、本人及び家族の支援を行う。 ○こころの電話相談事業 ひきこもりなど、こころの悩みを抱えている人が気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、臨床心理士等による相談を行う。 ○保健所・総合精神保健福祉センターによる相談 保健所による家庭訪問指導、総合精神保健福祉センターにおける家族教室、家族への情報提供等を実施する。 | 【平成28年度実績】 ○広島ひきこもり相談支援センター ・電話相談 1,318件 ・面接相談 1,816件 ・訪問支援 119件 ・メール相談 988件 ○こころの電話相談事業 1,092件 ○保健所・総合精神保健福祉センターによる相談等 ・面接相談 577件 ・訪問指導 15件 ・家族教室 190人 ・研修会開催 48人 | 広島ひきこもり相談支援センターの相談・支援機能の充実と関係機関との連携強化が課題である。 | 県内3か所の各センターにおける関係機関との連絡協議会開催等により、センターと関係機関との連携強化に取り組む。 | 10,500 | 健康 | 健康対策課 |

| 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 | 課題 | 今後の取組方向 | H28年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|----------------------------|--|---|--|--|-----------------------|-----|---------|
| 精神保健福祉相談 | ○保健所保健師による家庭訪問指導や精神科医による精神保健福祉相談(思春期相談を含む)を実施し、当事者や家族の支援を行う。 | 【平成28年度実績】 ・電話相談 3,153件 ・面接相談 799件 ・訪問指導 172件 | 相談内容の多様化や継続した対応が出来ること等により、専門的な対応が求められている。 | 総合精神保健福祉センターと連携し、思春期問題研修や事例検討会等を継続して実施していく。 | 2,738 | 健康 | 健康対策課 |
| 「子ども何でもダイヤル」電話相談事業(再掲) | 西部子ども家庭センターに専門の電話相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に対して、問題解決に向けたアドバイスを行う。毎日(12/29～1/3を除く)午前9時～午後3時 | 平成24年度 822件 平成25年度 778件 平成26年度 801件 平成27年度 756件 平成28年度 659件 | 電話相談件数が減少傾向にある。 | 子育て支援関係の各種広報事業において、「子ども何でもダイヤル」について引き続き周知徹底する。 | 4,326 | 健康 | 子ども家庭課 |
| イ 若年無業者(ニート)の支援 | | | | | | | |
| 若者自立支援プロジェクト事業(再掲) | 若者無業者、いわゆる「ニート」の就業促進を図るため、「広島地域若者サポートステーション(若者交流館)」において、職業的自立に向けた本人や家族との相談、支援プログラム等を実施 | 【実施状況】 ○臨床心理士による定期的な相談を委託実施 ○就労意識の高揚を図るための企業人講和、職場体験等の就業促進メニューを委託実施 ○関係機関とのネットワーク会議の開催 ○各種相談・グループワーク等の実施スペースを設置 【成果】 ○来所者(県内4か所での出張相談等含む)延べ人数:5,817名 ○進路決定者:142名 ○他の支援機関への紹介:2件 | ○ニート状態にある若者が依然として多数存在 | 引き続き、きめ細かな支援を実施する。 ○相談者の個々の状況に応じた臨床心理士による相談を行い、働く自信と意欲の回復に取り組む。 ○コミュニケーション能力、ビジネスマナー等の基本的能力の養成や、就労意識の高揚を図り、就業に向けた支援を行う。 ○ニート支援の拠点として関係機関との連携を一層密接にする。 | 4,516 | 商工 | 雇用労働政策課 |
| (3) 非行防止と立ち直り支援 | | | | | | | |
| ア 非行防止 | | | | | | | |
| 青少年の非行・被害防止全国強調月間の実施 | 内閣府の主唱に呼応し、関係機関・団体等が一体となって、青少年の規範意識の醸成や社会環境の改善を図ることをはじめとした取組を集中的に行い、青少年の非行・被害防止の徹底を図る。(7月) | 県実施要綱によって、県・市町等で関係の取組を実施(大会等、広報啓発活動、有害環境浄化活動延べ、研修会等、地域活動(街頭補導等)等) | インターネット環境をはじめ、青少年を取り巻く環境の変化に対応して効果的に啓発を行っていく必要がある。 | 市町、(公社)青少年育成広島県民会議等、関係機関・団体と連携し、青少年を取り巻く環境を踏まえた啓発活動を展開する。 | - | 環境 | 県民活動課 |
| 青少年健全育成事業(広島県青少年健全育成条例の運用) | 「広島県青少年健全育成条例」の効果的な運用により、青少年を取り巻く環境の整備を図る。 ・立入調査の実施 ・有害環境の改善に関する啓発広報 等 | ・条例に基づく立入調査の実施 県内782件実施(市町実施分含む) ・携帯電話・スマートフォンの賢い利用に係る講習会の開催(県内3カ所で開催) ・保護者等・子供 計65人参加 | 新たなインターネット接続端末の普及など、青少年を取り巻くインターネット環境の急速な変化への対応 | 急速に変化するインターネット環境に対して、関係者が連携して実効性のある啓発方法を探っていく。 | 10,214 (青少年健全育成事業) | 環境 | 県民活動課 |
| 非行防止教室 | 児童生徒の非行防止に係る指導の充実を図るため、公立学校において非行防止教室等を実施。 | 【平成28年度実績】 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校 100% | ・被害防止(防犯教室)の内容も含め、非行防止教室については、年間を通じて全ての学校において実施されているが、問題行動が多発する夏季休業の前に非行防止教室をより効果的に実施するなど、取組を充実させる必要がある。 | 児童生徒が犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、非行を未然に防止する取組を年間を通じて計画的に実施するため、教職員による非行防止教室及び警察等関係機関と連携した非行防止教室を教育活動に位置付け、特に問題行動が多発する夏季休業前に教職員による非行防止教室を効果的に実施するよう指導する。 | - | 教委 | 豊かな心育成課 |
| スクールサポーター事業 | 学校における暴力行為等、課題を抱える学校に、スクールサポーターを派遣し、児童生徒が安全に安心して学べる教育環境を確立することにより、少年犯罪等の総合防止対策及び青少年の健全育成を推進する。 | 広島県教育委員会と共同して「生徒指導集中対策プロジェクト」を推進し、生徒指導上課題の多い「重点対策指定校」にスクールサポーターを派遣して、生徒の規範意識の向上と学校による主体的な生徒指導体制の確立を支援した。 スクールサポーター派遣校における暴力行為は、派遣前と比較して、57.3%減少した。 | 重点対策指定校以外の学校で、年度途中に生徒指導上の課題が大きくなった学校からの派遣要請に対応できる人的体制を強化する必要がある。 | 平成29年度においては、引き続き、広島県教育委員会とともに「生徒指導集中対策プロジェクト」を推進し、「重点対策指定校」における生徒の規範意識の向上及び生徒指導体制の確立に対する支援を行い、暴力行為の発生を抑制する。 人的強化に向けては、市町によるスクールサポーター事業をさらに拡充する取組を継続する。 | 62,056 | 警察 | 少年対策課 |

| 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 | 課題 | 今後の取組方向 | H28年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|--------------------|--|--|--|--|----------------------|-----|--------|
| 少年サポートセンター活動 | 各種少年相談、非行少年等に継続的な助言・指導を行う継続補導及び立ち直り支援、非行少年等の早期発見、早期補導を目的とした街頭補導活動、学校との共同実施による犯罪防止教室等の開催、非行少年や被害防止を目的とした各種広報活動により、非行少年等を減少させ、再非行防止を図る。 | 187人に対する非行少年等対象の継続補導回数1,397回 継続的な支援を必要とする犯罪被害少年25人、支援回数227回 居場所作り、学習支援等の立ち直り支援をのべ1,172人、294回実施し、非行少年総数を36人減少させた。 県内再非行少年数は前年比29人減少した。 | 非行少年の低年齢化を抑止し、再非行を防止するため、立ち直り支援を必要とする少年の把握のため、相談及び立ち直り支援機関として広報活動を充実強化すること及び担当者の技能向上と確実な立ち直り支援成果を挙げるためのチーム編成を可能とする集中運用化、専従化すること。 | 立ち直り支援活動を専門とする少年育成官の集中運用化を図り、より業務の専従を図りつつ、都市部と周辺部のサポートセンター利便性格差の解消を図り、柔軟に、かつ、様々なニーズに対応できるよう、遠隔地への派遣や出前型の立ち直り支援活動を推進する。 | 5,156 | 警察 | 少年対策課 |
| イ 再非行防止と立ち直り支援 | | | | | | | |
| 少年サポートセンター活動(再掲) | 各種少年相談、非行少年等に継続的な助言・指導を行う継続補導及び立ち直り支援、非行少年等の早期発見、早期補導を目的とした街頭補導活動、学校との共同実施による犯罪防止教室等の開催、非行少年や被害防止を目的とした各種広報活動により、非行少年等を減少させ、再非行防止を図る。 | 187人に対する非行少年等対象の継続補導回数1,397回 継続的な支援を必要とする犯罪被害少年25人、支援回数227回 居場所作り、学習支援等の立ち直り支援をのべ1,172人、294回実施し、非行少年総数を36人減少させた。 県内再非行少年数は前年比29人減少した。 | 非行少年の低年齢化を抑止し、再非行を防止するため、立ち直り支援を必要とする少年の把握のため、相談及び立ち直り支援機関として広報活動を充実強化すること及び担当者の技能向上と確実な立ち直り支援成果を挙げるためのチーム編成を可能とする集中運用化、専従化すること。 | 立ち直り支援活動を専門とする少年育成官の集中運用化を図り、より業務の専従を図りつつ、都市部と周辺部のサポートセンター利便性格差の解消を図り、柔軟に、かつ、様々なニーズに対応できるよう、遠隔地への派遣や出前型の立ち直り支援活動を推進する。 | 5,156 | 警察 | 少年対策課 |
| 非行少年グループ等の立ち直り支援事業 | 広島市域、福山市域の県内2カ所の警察外施設において、非行少年、被害少年を集めて、定期的、継続的に大学生ボランティア等による学習支援、養護施設訪問等の社会奉仕活動、交流等各種体験活動を行い、達成感を味わせることにより自己肯定感とコミュニケーション能力を高めるための居場所作り活動として少年サポートルームを開設し、再非行、再被害防止を図る。 | 平成28年度は、78回の少年サポートルーム(居場所作り)を開設し、対象少年のべ448人を支援した。 県内再非行少年数は前年比29人減少した。 | 今後は、積極的な広報や相談の受理により、支援対象少年の増員を図り、各種立ち直り支援メニューの充実、及び担当する少年育成官の面接技術力等の技能向上を図ることが課題である。 | 非行少年グループの対策として、各学校及び関係機関との連携を図り、集団補導から、さらにグループの少年の関係性に踏み込む「サポート会議」の積極的な開催を図り、その後の個別の立ち直り支援を展開する。 | 1,495 | 警察 | 少年対策課 |
| 広島学園費 | 不良行為や家庭環境の理由により生活指導を要する児童等の自立支援 | 生活指導を要する児童等の自立支援 | 生活指導を要する児童等に対する自立支援の更なる充実 | 引き続き、生活指導を要する児童等に対し、個々の状況に応じて自立支援を実施する。 | 92,263 | 健康 | こども家庭課 |
| 「社会を明るくする運動」の推進 | 犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的とした運動を進めるため、行政・民間の関係機関・団体が連携して啓発等を行う。 | 推進委員会を構成し、各種関連行事を実施 ・7月を強調月間とする ・作文・標語コンテスト、表彰式の開催 等 | 運動の認知度向上や、立ち直りに向けた重点的取組 | 立ち直りへの協力の拡大、就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進を重点として運動を展開する。 | — | 環境 | 県民活動課 |

| | 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 | 課題 | 今後の取組方向 | H28年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|--|-------------------------------|--|--|---|--|----------------------|-----|-----|
| | ウ 薬物乱用防止対策 薬物乱用防止対策の推進 | <p>①薬物乱用防止推進事業 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動など各種薬物乱用防止啓発活動を行う。</p> <p>②薬物乱用防止指導員協議会運営事業 9地区に設置した地区協議会による薬物乱用防止啓発活動を実施する。</p> <p>③薬物問題関連相談事業 県立総合精神保健福祉センターを中核に相談指導体制を充実強化する。 ・薬物相談事業推進連絡会議の開催 ・薬物相談窓口連携と個別専門相談指導の実施 ・家族教室の開催 ・再乱用防止プログラムの実施 ・広報の実施</p> <p>④薬物専門講師養成事業 薬物専門講師を養成し、学校・家庭・地域における各種薬物乱用防止啓発活動を支援する。</p> | <p>①② ・県内の中・高校生から募集した図案を使用して、ポスター3,000枚、チラシ60,000枚作成し、健康まつりや各種集会・会合を通じた啓発活動及び薬物乱用防止教室・薬物乱用防止講習会を実施した。</p> <p>薬物乱用防止教室 計230回 参加者 計31,303人</p> <p>・広島県薬物乱用防止指導員、高校生のヤングボランティア等とともに、県内9か所で626ヤング街頭キャンペーンを実施した。 参加者延人数 ヤングボランティア422人、指導員等440人、計 862人</p> <p>③ ・薬物相談事業推進連絡会議開催 1回 刑の一部執行猶予制度に対応して医療機関及び保健所を会員に追加して会議を開催 ・面接、電話による相談を実施 面接相談延336人 電話相談延103人 ・家族支援員 7名 家族教室 4か所 各25回 ・再乱用防止教室:当事者プログラムを使用して再乱用防止のためのグループプログラムを実施した。参加延269人</p> <p>④ ・専門講師講習会開催 1回 「薬物乱用の現状と対策」、「学校における薬物乱用防止教育」、「薬物乱用防止教室を行う際の学校と講師の連携の在り方」のテーマで講習を行った。</p> | <p>③平成28年6月から刑の一部執行猶予制度が導入されたことに伴い、行政、医療機関、自助グループが行う薬物離脱プログラムなど適切な支援につながるしくみや体制づくりが必要である。 特に、薬物依存症に対応できる医療機関を確保する必要がある。</p> | <p>③県内の関係医療機関の薬物依存症治療の現状を把握し、依存症者の受け入れへの課題を整理する。</p> | 6,338 | 健康 | 薬務課 |

| 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 | 課題 | 今後の取組方向 | H28年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|--|--|--|---|---|---------------------------|-----|---------|
| エ いじめ・暴力行為対策 | | | | | | | |
| 生徒指導総合対策事業 (再掲) | ○スクールカウンセラー配置事業 小・中学校の不登校を中心とする教育相談体制の整備、高等学校の生徒の中途退学や問題行動の未然防止及び早期発見、早期対応を図るため、小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置。 ○教育相談推進事業 児童生徒の不登校やいじめ等に関連する悩みや不安の相談に応ずる相談・支援窓口の設置。 | 【平成28年度実績】 ○スクールカウンセラーの配置 ・小学校:65校 ・中学校:168校 ・高等学校:35校 ○相談窓口等の設置 ・心のふれあい相談室相談件数:679件 ・こころの相談室相談件数:765件 ・いじめダイヤル24相談件数:87件 | 【生徒指導上の諸問題対策】 ・児童生徒の問題行動は、極めて多岐にわたり、複雑化・多様化している。 ・特定の地域や学校において、問題行動の発生件数の高止まり又は増加傾向が見られる。 | 引き続き、生徒指導上の諸問題の解決のため、学校教育の基盤となる生徒指導体制の充実を図り、問題行動を早期に発見・対応するとともに、各学校及び各市町教育委員会の指導力を強化する総合的な取組を推進する。 | 8,247 | 教委 | 豊かな心育成課 |
| 「子ども何でもダイヤル」 電話相談事業(再掲) | 西部こども家庭センターに専門の電話相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に対して、問題解決に向けたアドバイスを行う。 毎日(12/29～1/3を除く)午前9時～午後3時 | 平成24年度 822件 平成25年度 778件 平成26年度 801件 平成27年度 756件 平成28年度 659件 | 電話相談件数が減少傾向にある。 | 子育て支援関係の各種広報事業において、「子ども何でもダイヤル」について引き続き周知徹底する。 | 4,326 | 健康 | こども家庭課 |
| スクールサポーター事業 (再掲) | 学校における暴力行為等、課題を抱える学校に、スクールサポーターを派遣し、児童生徒が安全に安心して学べる教育環境を確立することにより、少年犯罪等の総合防止対策及び青少年の健全育成を推進する。 | 広島県教育委員会と共同して「生徒指導集中対策プロジェクト」を推進し、生徒指導上課題の多い「重点対策指定校」にスクールサポーターを派遣して、生徒の規範意識の向上と学校による主体的な生徒指導体制の確立を支援した。 スクールサポーター派遣校における暴力行為は、派遣前と比較して、57.3%減少した。 | 重点対策指定校以外の学校で、年度途中に生徒指導上の課題が大きくなった学校からの派遣要請に対応できる人的体制を強化する必要がある。 | 平成29年度においては、引き続き、広島県教育委員会とともに「生徒指導集中対策プロジェクト」を推進し、「重点対策指定校」における生徒の規範意識の向上及び生徒指導体制の確立に対する支援を行い、暴力行為の発生を抑制する。 人的強化に向けては、市町によるスクールサポーター事業をさらに拡充する取組を継続する。 | 62,056 | 警察 | 少年対策課 |
| 2 支援ネットワークの充実 | | | | | | | |
| 子ども・若者支援協議会等のネットワークを活かした関係機関・団体等の連携 | | | | | | | |
| 子ども・若者支援協議会等のネットワーク機能向上 | | | | | | | |
| 広島県子ども・若者支援 地域協議会 | 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、切れ目なく、適切に組み合わせた支援を円滑に行うため、平成25年3月に設置した「広島県子ども・若者支援協議会」において、支援機関・団体の実務者会議・代表者会議を開催し連携を図る。 | 協議会の実務者会議(西部、東部)、代表者会議の開催 ○実務者会議 5回(西部3回、東部2回) ・支援ネットワーク形成促進を目的としたケース検討について実施。 ・支援機関・団体間の相互理解を深めるため、各団体による活動紹介を実施。 ・活動情報を広報する事業として、協議会構成員と連携して、子供・若者支援機関の団体見学会及び団体合同説明会を実施。 | 引き続き、支援を必要としている人に必要な支援情報を届けるための広報に取り組む必要がある。 ケース検討の実施回数を重ね、協議会構成員がより具体的にネットワークによる支援を実感できるようにする必要がある。 | 引き続き、協議会構成員と連携して、支援活動を紹介し理解を深める取組を行うほか、実例を題材としたケース検討を通じて、地域のネットワークをシミュレーションすることにより、市町等のエリアで個別具体的な支援ができる体制整備(市町における支援ネットワーク形成)に向けた機運を醸成する。 | 10,214 (青少年健全 育成事業) | 環境 | 県民活動課 |
| 子供・若者支援者育成 講習会 | 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する相談機関や支援機関・団体で活動する相談員等に対し、支援に必要な幅広い知識や実践力を習得してもらい、機関・団体相互の連携強化を図るため、講習会を実施する。 | 経営力強化(経営コンサルティング)コース1回、実践支援スキルアップコース2回の計3回の講習を実施。民間支援団体、公的相談機関、ボランティア、経営力強化(経営コンサルティング)コース20名、実践支援スキルアップコース30名の参加。 | 市町における支援ネットワークの形成を更に進めるため、引き続き、支援ネットワークの中核を担う団体・人材を養成していく必要がある。 | 引き続き、講習会を開催し、支援人材の拡充と、知識・技術の向上を図る。 | 134 | 環境 | 県民活動課 |
| 子供・若者支援機関・団 体見学会、子供・若者支 援団体合同説明会 | ひきこもりや不登校等の子供・若者に対する支援機関や団体の活動内容を紹介することにより、支援を必要としている人に必要な情報を届け、適切な支援につなげるため、子供・若者支援機関・団体見学会及び子供・若者支援団体合同説明会を実施する。 | ○子供・若者支援機関・団体見学会 広島市内・北部コース及び三原・尾道・福山コースの2コースで実施 ○子供・若者支援団体合同説明会 相談や支援を行う機関・団体を紹介する「合同説明会」を開催(広島会場と福山会場の2箇所で開催)。 また、「合同説明会」と併せて、広島会場ではひきこもりを経験した講師による「ひきこもり大学」を、福山会場ではひきこもり支援等の専門家による「講演会」を同時開催。 | 支援を必要としているひきこもりや不登校等の子供・若者が依然として多く存在している。 | 当事者家族のほか、学校関係者の参加に重点を置いて広報を実施するとともに、支援者にも周知を図ることにより、支援ネットワークの形成を促進する。 | 555 | 環境 | 県民活動課 |

| 事業名 | 事業の概要 | 実施状況と成果 | 課題 | 今後の取組方向 | H28年度 決算額 (千円) | 担当局 | 担当課 |
|-------------------------------|--|---|--|--|-----------------------|-----|-----------|
| Ⅲ 子供・若者を社会全体で支える環境整備 | | | | | | | |
| 2 子供・若者の安全・安心の確保 | | | | | | | |
| (1) 安全・安心なインターネット利用環境づくり | | | | | | | |
| ア 違法・有害情報対策及び被害防止活動の推進 | | | | | | | |
| 違法・有害情報取締り及び被害防止活動 | 安全・安心なインターネット利用環境を構築するため、違法・有害情報に対する取締りを推進するとともに、サイバー犯罪ボランティア等の関係機関と連携し、学生・児童・保護者・教員等に対する被害防止教室の開催等による広報啓発活動を推進する。 | ○違法・有害情報取締り サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター(IHC)と連携した違法・有害情報取締りを推進した。平成28年中、検挙4件、削除措置等17件。 ○被害防止活動 県内の小中高・大学生、教員、保護者を対象としたサイバー犯罪被害防止教室を平成28年中、637件実施した。 その他、ツイッター、フェイスブック(広島県公式アカウント)、機関誌、各種メディアを通じた広報啓発活動を実施した。 | ○違法・有害情報取締り 違法・有害情報取締りに関しては、インターネットの特性である匿名性等により、検挙まで時間がかかる場合がある。 ○ 防犯指導者の能力アップが課題で、定期的な研修会や最新の事例を情報交換する場を設けたり、教材等を作成する必要がある。 | インターネット・ホットラインセンター(IHC)等の外部団体と更なる連携を図り、効果的な違法・有害情報の取締り、捜査を実施し、またボランティア団体と連携を強化してサイバー防犯教室、街頭キャンペーンやマスコミ等を活用した広報活動を充実させ、効果的な被害防止活動を推進する。 | 7 | 警察 | サイバー犯罪対策課 |
| 「減らそう犯罪」推進事業(安全・安心なまちづくり推進事業) | 有害環境浄化施策 児童ポルノがインターネット上に流通していること、携帯電話サイトをきっかけとした福祉犯罪が多発していることから、インターネット上のサイバーパトロールを実施し、サイバー補導を行う。 | サイバーパトロールを実施し、35名の少年をサイバー補導した。 | 少年の規範意識の低下及びインターネットの危険性に対する無知が認められることから、犯罪防止教室やフィルタリング教室により、さらなる広報啓発活動を実施する必要がある。 | 引き続きサイバーパトロール、サイバー補導を行っていく。 | 1,074 | 警察 | 少年対策課 |
| フィルタリング教室の学校との共同開催 | フィルタリング教室を学校と共同開催し、フィルタリングの利用を促進する。 | 小・中・高校において、フィルタリング教室を開催し、児童生徒のフィルタリングの利用について意識啓発をすることができた。 | なし | 引き続き行っていく。 | - | 警察 | 少年対策課 |
| 青少年健全育成事業(インターネット利用環境整備) | 保護者等を対象としてインターネットや携帯電話の適正な利用方法についての講習会等を開催し、子供・若者が安全・安心にインターネットを利用できる環境構築を推進する。 | ○携帯電話・スマートフォンの賢い利用に係る講習会の開催(県内3カ所で開催) ・保護者等・子供 計65人参加 | 情報モラル教育や情報リテラシー向上などの取組により、子供・若者のインターネットを適切に活用する能力を育成する必要があるが、子供・若者への普及・啓発だけでは限界があるため、保護者への働きかけや教育現場との連携などによる有害情報等から子供を守るための取組が必要である。 | 教育委員会、警察、青少年育成団体等と連携しながら、保護者等に対して講習会等の広報・啓発を行うことにより、子供・若者が安全・安心にインターネットを利用できる環境構築を推進する。 | 10,214 (青少年健全育成事業) | 環境 | 県民活動課 |
| イ 情報モラル教育等、情報化に対応した教育の充実 | | | | | | | |
| 情報モラル教育の推進 | 「携帯電話の問題から子どもを守る運動」について、教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される組織からの提案等を受けて、通知や資料作成等を実施。 | 学校において「携帯電話・スマートフォンによる通信を午後9時以降はしない」STOP9の取組が進んだ。 | ネット上のいじめや有害情報の氾濫など、携帯電話等の問題の解決に向けて、保護者の理解を深め、協力を得ながら、引き続き、取組の充実を図る必要がある。 | ・情報モラル教育に係り、家庭・地域・警察等関係機関と連携した実践力を育成するための研修を工夫するとともに、有害情報等から児童生徒を守る取組を推進する。 ・引き続き、教育長会、校長会及びPTA団体等において、携帯電話等の問題に係る意識啓発を図るなど、保護者への理解と協力を促す取組を行う。 | - | 教委 | 豊かな心育成課 |
| 青少年健全育成事業(インターネット利用環境整備)(再掲) | 保護者等を対象としてインターネットや携帯電話の適正な利用方法についての講習会等を開催し、子供・若者が安全・安心にインターネットを利用できる環境構築を推進する。 | ○携帯電話・スマートフォンの賢い利用に係る講習会の開催(県内3カ所で開催) ・保護者等・子供 計65人参加 | 情報モラル教育や情報リテラシー向上などの取組により、子供・若者のインターネットを適切に活用する能力を育成する必要があるが、子供・若者への普及・啓発だけでは限界があるため、保護者への働きかけや教育現場との連携などによる有害情報等から子供を守るための取組が必要である。 | 教育委員会、警察、青少年育成団体等と連携しながら、保護者等に対して講習会等の広報・啓発を行うことにより、子供・若者が安全・安心にインターネットを利用できる環境構築を推進する。 | 10,214 (青少年健全育成事業) | 環境 | 県民活動課 |